

別紙 14 譲渡前検査書

市が、第 89 条に基づいて行う譲渡前検査事項は次のとおりである。市は本別紙に定める事項を必要に応じ削除又は追加できるものとする。なお、譲渡前検査は市の費用により行われるものとする。

I 物的状況の調査

- 1 建物構造（耐震調査）、建物設備の調査
- 2 備品の調査
- 3 建物の調査状況（外装、内装、屋上、外構等）
- 4 維持管理、修繕実績と将来の維持管理、修繕の必要性
- 5 増改築等調査
- 6 建築基準法等の適合状況についての調査
- 7 消防ほか諸官庁の指導・指摘に対する遵守状況
- 8 有害物質、危険物等についての調査

II 法的調査

- 1 権利関係の調査（担保権等）
- 2 その他

III 経済的状況に関する調査（施設の支出等に関する調査）

- 1 運営費、維持管理費、公租公課、保険料、資本的支出その他費用に関する調査
- 2 その他